~ 最調等写《りをもっと身近に ~

「一人ひとりができること」



○ 景観ってなんだろう?

目に見えるもの?

自然景観



建物の景観



- 景観ってなんだろう?
- 視覚で感じるもの街並み等



・聴覚で感じるもの水の音等



・触覚で感じるもの木の肌触り等



景観は五感で 感じるもの! ・嗅覚で感じるもの 花の匂い等



・味覚で感じるもの 市場のくだもの等



○『景観法』とは、

平成17年に施行された法律です。

(目的)

第1条 この法律は、我が国の都市、農村漁村等における良好な景観の形成を促進するため、 景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、 潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国 民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

景観法の5つの理念

- ○良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産として、整備保全を図る。
- ○良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもので、適正な制限のもとに整備保全を図る。
- ○景観形成は、画一的な整備を行うものではなく、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図る。
- ○景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要で、住民、事業者、行政が一体的に取り 組む。
- ○景観形成は、保全のみならず、新たな創出を含む。

○ 岩国市の景観行政の沿革

沿革

平成16年6月 国 景観法公布

平成17年6月 国 景観法全面施行

平成18年3月 山口県 山口県景観条例公布

平成19年6月 岩国市 岩国市が景観行政団体に移行

平成22年3月 岩国市 岩国市景観ビジョン策定

平成24年11月 岩国市 岩国市景観計画策定

平成24年12月 岩国市 岩国市景観条例策定

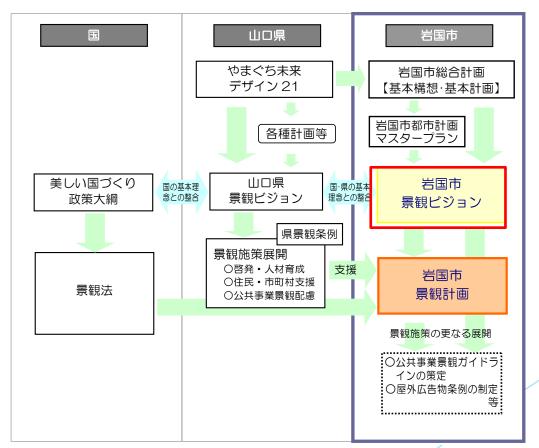
平成25年4月 岩国市 岩国市景観計画運用開始

平成27年10月 岩国市 岩国市景観計画(第1回変更)

○『景観法』と『岩国市景観ビジョン』

岩国市は、平成19年6月、景観法が定める「景観行政団体」となり、景観行政団体となった岩国市は、 市民協働による景観づくりの方向性を示す「岩国市景観ビジョン」を平成22年3月に策定しました。

「岩国市景観ビジョン」策定フロー



○『岩国市景観ビジョン』における景観の定義

『岩国市の「自然」や「歴史・文化」、そこに育まれてきた「人と心の生活」をあらわすもの』と定義





自然



景観

人々の生活・生産



歴史 文化





「目に見える景観と五感を通じて感じられる印象」「自然」「歴史・文化」 「人と心の生活」の関係性を含め 「岩国らしい景観」として全体像の 把握を行います。

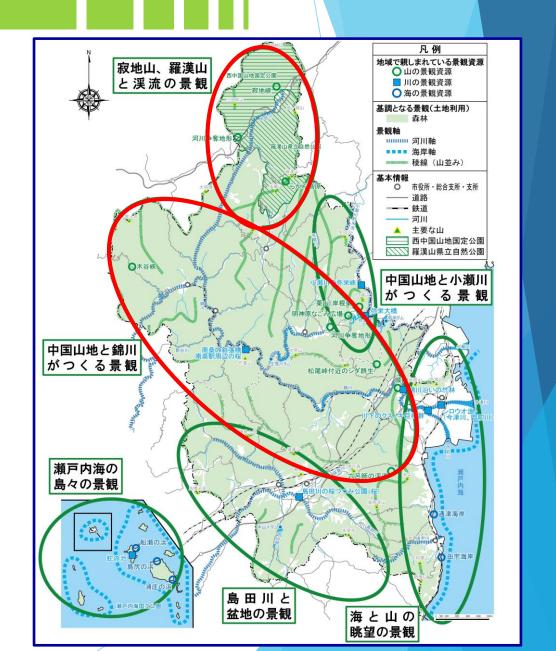
○自然の景観











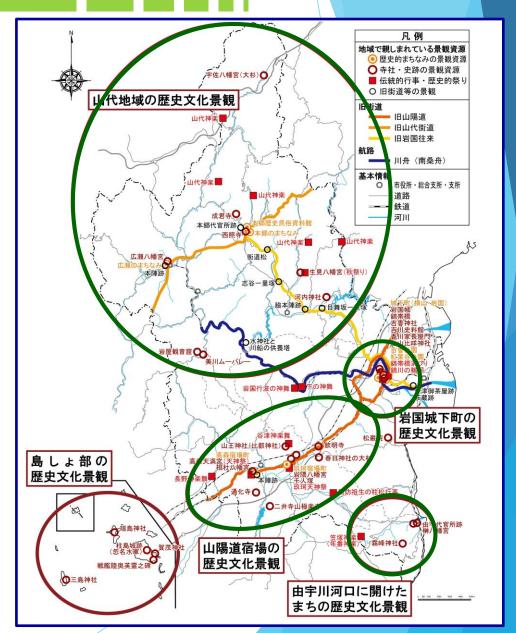
○歴史・文化の景観











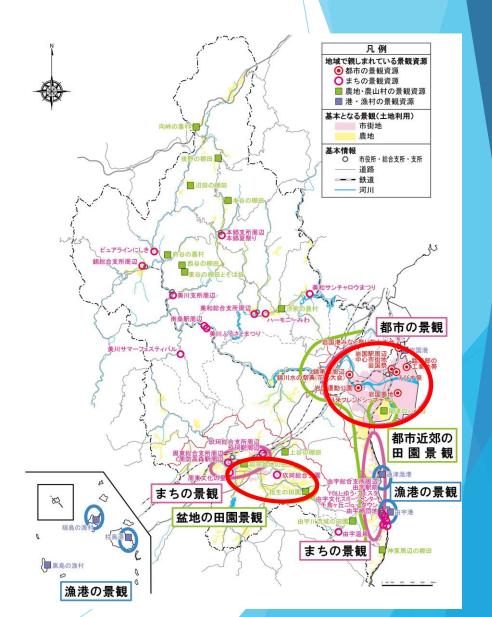
○人々の生活・生産











○ 景観のゾーン区分

(柱島地域)



○ 地域ごとの景観を見てみます。

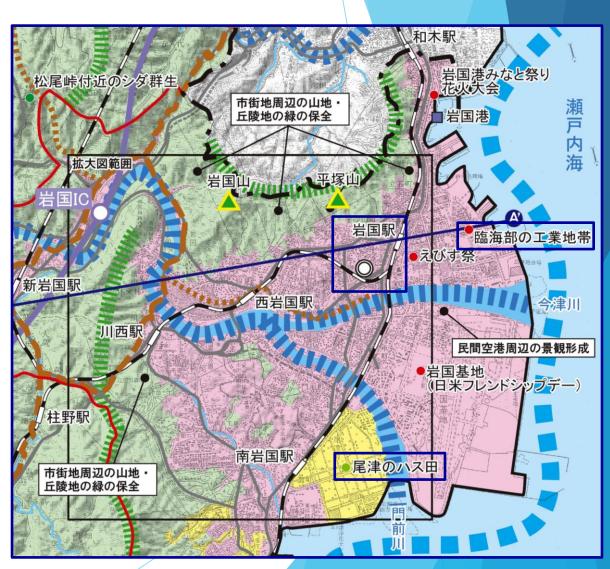
·岩国地域











○ 地域ごとの景観を見てみます。

·由宇地域











○ 地域ごとの景観を見てみます。

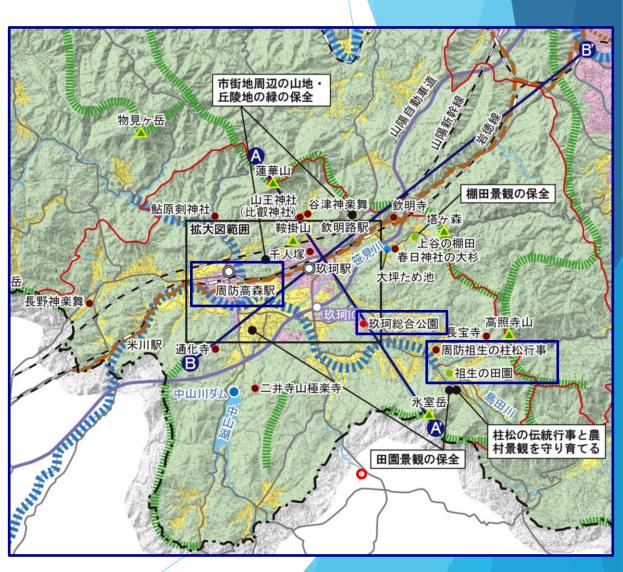
·玖西地域











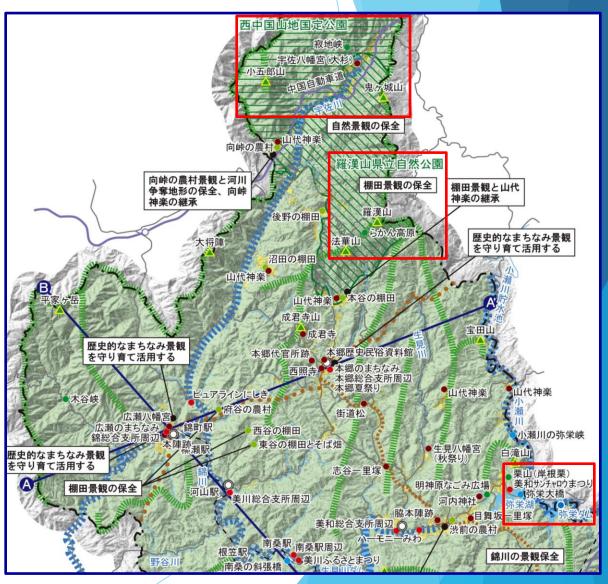
- ○地域ごとの景観をみてみよう。
- ·玖北地域











○ 地域ごとの景観を見てみます。

·柱島地域











○ 岩国を代表する景観を見てみます。 (横山地区)





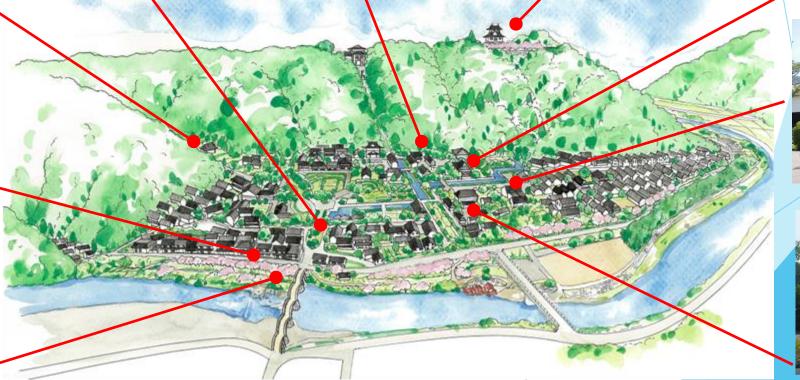
















○ 岩国を代表する景観を見てみます。

(岩国地区)





















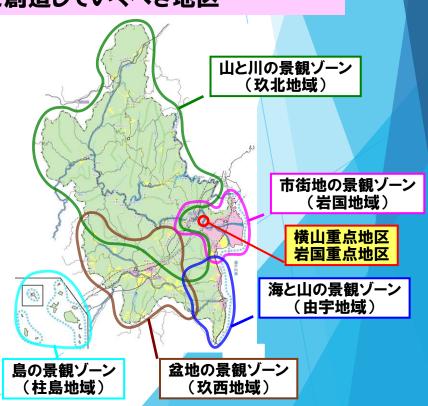
- 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール
- 1. 重点地区とは
- ●地域を代表する良好な景観や眺望を有し、その保全の必要性や緊急性が高い地区
- ●住民主体の景観まちづくり活動の機運が高く、景観まちづくりに対する地元の合意が図られている地区
- ●地域の拠点や玄関口等、良好な景観を創造していくべき地区
- ●大規模な公共事業や民間事業の計画があり、先導的に良好な景観を創造していくべき地区

2. 岩国市の重点地区は

横山地区と岩国地区が指定されています







- 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール
- ·横山重点地区
 - 1. 景観形成方針

方針1 豊かな自然を守り・活かす

- ○市街地から城山へと続く緑を守り、四季折々の豊かな自然を感じられる景観づくりをめざします。
- ○史跡をつなぐ堀割と菖蒲園の水辺景観を保全します。
- ○錦川の流れと護岸、河川敷の竹林が形成する河川景観を保全します。







- 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール
- ·横山重点地区
 - 1. 景観形成方針
 - 方針2 歴史文化を未来へつなぐ
- ○岩国城下町の歴史を受け継ぐ建造物、まちなみ、堀割等が形づくる景観を守り育て、歴史文化を未来へ つなぐ景観づくりをめざします。







- 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール
- •横山重点地区
 - 1. 景観形成方針

方針3 快適なまちを守り・創る

- ○錦帯橋周辺や城山から眺望されるまちなみ、いぶし銀の和瓦屋根と建物の高さが整った統一感のある家なみ を守り育てます。
- ○城下町の歴史的景観を継承し、和風の佇まいを基本とするまちなみ景観をめざします。
- ○景観形成を通じて、道路や公園、歩行者ネットワーク等の住みやすい都市基盤整備を図るとともに、公共施設 の修景を図り、快適な住環境の向上をめざします。







○ 重点的に景観まち

植栽は、地域に生育する樹木を中心とした植樹に努めること。

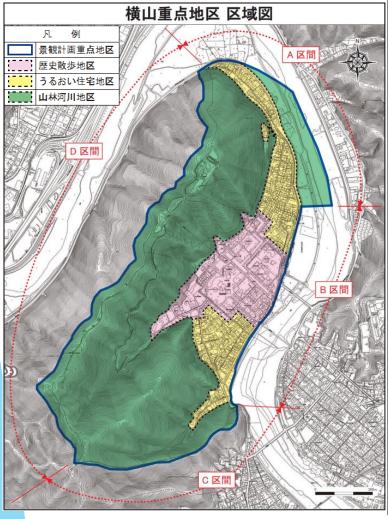
・伐採後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。

堆積等の面積は、必要最小限にとどめ、高さを極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。

道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。

木竹の植栽又は伐採

•横山重点地区



項目			景観形成 <u>基準</u>			
区分		歴史散歩地区	うるおい住宅地区	山林河川地区		
基本事項		・岩国城下町の歴史的景観を継承することを目的に、和風の佇まいを基本とする。		・自然景観を保全すること。		
	屋根	・入母屋、切妻、寄棟屋根とすること。	・入母屋、切妻、寄棟等傾斜屋根とすること。			
		・勾配は、10分の3.5から10分の5.5までとすること。				
建築物の		・屋根材は、和形いぶし日本瓦等とし、色は黒色、濃い灰色(いぶし銀)とすること。	・屋根材は、和形いぶし日本瓦又はカラーベスト等とし、色は黒色、濃い灰色(いぶし銀)、濃い緑色、濃い 茶色とすること。ただし、錦川沿い(横山1丁目・横山2丁目)の建築物については、歴史散歩地区の基準 とし、軒の高さを揃えること。			
形態意匠 及び色彩	外壁	・外壁は、土壁、しっくい壁、砂壁状吹き付け、板張り等とすること。 ・色は、白色、灰色又は薄い茶色、板張りは、素材色又は焼杉板張りの黒色とすること。				
Ī		・出入り口は、格子付き等の和風引き戸、窓は、引き違い窓等を標準とする。				
	開口部	・出入り口は、黒色、茶色とすること。 ・面格子及び窓の桟の色は、黒色、灰色、茶色とすること。	・出入り口は、黒色、茶色を標準とする。 ・面格子及び窓の桟の色は、黒色、灰色、茶色、白色とすること。ただし、錦川沿い(横山1丁目・横山2丁目)の建築物については、黒色、灰色、茶色とすること。			
建築物の	高さ	・周囲から突出しない高さとし、錦川沿い(横山1丁目・横山2丁目)の建築物は2階までとすること。他の地区については、原則として2階までとすること。				
ベランダ・ カーポート等		・周辺の景観に配慮した形態、意匠とし、柱、手摺、屋根の色は、黒色、茶色とすること。		・公共施設等の建設又は建替えにあ っては、周辺の自然景観に溶け込		
塀等(建築物に付属する		・白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板壁とし、和形いぶし日本瓦等の屋根付きを標準とする。	・白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板壁とし、和形いぶし日本瓦等の屋根付き又は生け垣等とすること。	んだ形態意匠及び色彩とするこ と。		
ものを含	(む)	・基礎は、石積みその他和風の風合いに配慮したものとすること。				
門等(建築物に付属するものを含む)		・棟門等の和風の門構えを標準とする。	・周辺の景観と不調和とならないように、和風の佇まいに配慮したものとすること。			
室外機、 自動販売機、 建築設備機器等		・室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は木製格子等の目隠しを施すものとすること。 ・自動販売機等(歴史散歩地区)については、周辺のまちなみに配慮し、茶系色とすること。 ・日よけテント、オーニング等は、周辺のまちなみに配慮した形態、意匠、色彩とすること。 ・太陽光パネル、太陽熱温水器は、黒系色で屋根瓦と遙和感のないものとすること。ただし、錦川沿い(横山1丁目・2丁目)の建築物の川に面した部分には設置しないこと。				
看板等		自立式看板を設置する場合は、周辺の景観に配慮した高さ、形態、意匠とすること。 壁面看板を設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、形態、意匠とし、小規模なものとすること。 星上及び屋根面には設置しないこと。 のぼり旗や立看板等の掲売物については、周囲のまちなみに配慮したものとすること。 電飾看板は、使用しないこと。				
舗装等・周		・周辺の景観と不調和とならないように、和風の佇まいに配慮したものとすること。				
擁壁		・擁壁は、石積み又は縁化練壁を標準とし、コンクリートやブロックによる場合は、和風の風合いに配慮したものとすること。				
鉄塔・電柱・街路灯柱・ カーブミラー柱等		・鉄塔等は、周辺の景観に配慮した設置箇所、形態、意匠とし、城山に設置する場合は、山並みの稜線を乱さないものとすること。 ・電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等は、茶系色とし、目立たないものとすること。				
開発行為	・開発後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での機墜及び法面は、必要最小限にとどめること。なお、法面は、緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・ 様本の状況は、必要最小限にとどめること。 ・ 住宅宅地開発の場合、建築物の敷地面積の最低限度は 150 ㎡とする。ただし、延長敷地及び法面を除いた有効宅地を対象とする。					
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の 土地の形質の変更		・行為後の状態が周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・1.5m を超える法面を生じないよう配慮し、法面は、緑化に努めること。 ・行為後は、地域に生育する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。				

- 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール
- ·横山重点地区
 - 2. 良好な景観形成のためのルール

基本事項

・ 岩国城下町の歴史的景観を継承することを目的に、和風の佇まいを基本とする。

和風のしつらえとは・・・

- ○屋根は、入母屋、切妻、寄棟等、横山地区の伝統的な構成の屋根で、 | 和形いぶし日本瓦を使う。
- ○外壁は、土壁、しっくい壁、砂壁状吹きつけ、板張りで素材の色を基本 として、白色、灰色又は薄茶色、焼杉板張りの黒色とする。
- ○開口部の玄関は、格子付き等の和風引き戸、窓は引き違い窓とする。
- ○建物は2階までとし、周囲と軒先、屋根の高さを揃える。
- ○門は、棟門等の和風の門構えとする。
- ○塀は、白壁、小壁付き和風板塀、生け垣とする。 等



- 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール
- ·岩国重点地区
 - 1. 景観形成方針

方針1 豊かな自然を守り・活かす

- ○市街地から椎尾神社に続く緑を守り、四季折々の豊かな自然を感じられる景観づくりをめざします。
- ○錦帯橋の背景となる市街地から岩国山へ続く緑と山並みの稜線を守ります。
- ○錦川の流れと護岸が形成する河川景観を保全します。







- 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール
- ·岩国重点地区
 - 1. 景観形成方針
 - 方針2 歴史文化を未来へつなぐ
- ○岩国城下町の歴史を今に伝える町割や棟門、白壁や板張りの塀、錦見七町のまちなみを形成する町家等、重要な資源を修繕し使い続けていくことで城下町の景観を継承し、歴史文化を未来へつなぐ景観づくりをめざします。







- 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール
- ·岩国重点地区
 - 1. 景観形成方針

方針3 快適なまちを守り・創る

- ○岩国城下町の歴史的な商業地としての魅力を高め、にぎわいと風格を感じさせる景観の形成を めざします。
- ○岩国城下町の歴史的景観を継承し、和のしつらえと調和した佇まいを基本とするまちなみ景観 をめざします。
- ○景観形成を通じて、道路や公園、歩行者ネットワーク等の住みやすい都市基盤整備を図るとと もに、公共施設の修景を図り、快適な住環境の向上をめざします。

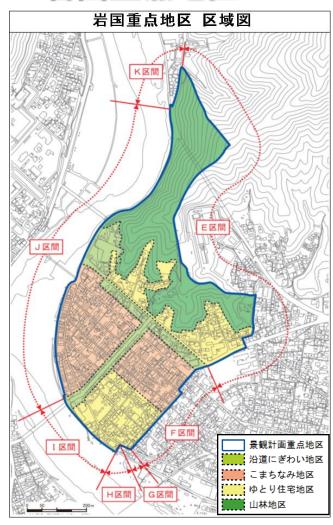






○ 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール

·岩国重点地区



項目		景観形成 <u>基準</u>					
区分		沿道にぎわい地区	こまちなみ地区	ゆとり住宅地区			
基本事項		・岩国城下町に由来する歴史や文化、商業地のにぎわいを継承しながら、風格と統一感のある通り景観を形成することを目的に、和のしつらえと調和した佇まいを基本とする。	 ・岩国城下町に由来する商業地として栄えてきた歴史と文化を継承することを目的に、町家や武家屋敷のもつ和のしつらえと調和した佇まいを基本とする。 ・岩国城下町として受け継がれてきた町割やまちなみの連続性の継承を基本とする。 	 岩国城下町の武家地として形成された、緑ゆたか な風格ある住環境を形成することを目的に、和の しつらえによる落ち着きのある佇まいを基本と する。 	• 自然 と。		
配置		・道路に面して建物壁面や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本とし、通りのまちなみとの調和を図ること。	・道路に面して1階軒、又は、塀等が連なる配置を基本とし、通り のまちなみとの調和を図ること。	・バス通り沿道は、道路に面して門・塀等が連なる 配置とし、通りのまちなみとの調和を図ること。			
高さ		・周辺のまちなみと調和したものとし、各部分の高さの最高限度は 15m以下とすること。					
低層	形態意匠	 バス通り沿道では、屋根は、地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根とし、傾斜(名配)を沿道側に向け、まちなみの連続性に配慮すること。なお、錦川沿いでは、傾斜(名配)を錦川側に向けること。 臥龍橋通り沿道では、屋根は、周囲のまちなみを阻害しないものとすること。 バス通り沿道では、外壁は、地区のまちなみを特徴づける武家屋敷の外観と調和した落ち着きのある意匠とすること。 ・ 臥龍橋通り沿道では、外壁は、通り景観の連続性を創りだす意匠とすること。 ・ 臥龍橋通り沿道では、外壁は、通り景観の連続性を創りだす意匠とすること。 ・ 臥龍橋通り沿道では、外壁は、通り景観の連続性を創りだす意匠とすること。 ・ 取能橋通り沿道では、前面道路に面して、出入り口や密等の開口部を設け、建物全体として壁のみが目立つことないよう配慮すること。 	・屋根は、地区の歴史的な建物と調和した傾斜屋根とし、傾斜(勾配)を沿道に向け、まちなみの連続性に配慮すること。なお、錦川沿いでは、傾斜(勾配)を錦川側にも向けること。 ・外壁は、地区のまちなみを特徴づける町家等の歴史的な建物の外観と調和した意匠とすること。 ・前面道路に面して、出入口や窓等の開口部を設け、建物全体として壁のみが目立つことないよう配慮すること。	・屋根は、切寒、入母屋、客棟等の傾斜屋根とすること。 ・パス通り沿道では、屋根は傾斜(勾配)を沿道側に向け、まちなみの連続性に配慮すること。 ・外壁は、周辺のまちなみと調和した落ち着きのあるものとすること。	· 建設に · 建設に で で で		
(10m 未満)	色彩	 バス通り沿道では、屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い灰色 (いぶし銀) 等を基本とし、通りのまちなみとの調和を図ること。 ・バス通り沿道では、外壁の色は、伝統的外壁材料の色目を基本とし、落ち着きのあるものとすること。 ・ 臥龍橋通り沿道では、外壁の色は、通りのまちなみと調和し、建物の外壁色と調和したものとすること。 ・ 臥龍橋通り沿道では、外壁の色は、通りの連続性を意識し、まちなみとの調和に配慮し、建物全体として落ち着きあるものとすること。 ・ 臥龍橋通り沿道では、歩行者が賑わいを感じられる連続した通りの景観形成を意識し、外壁や開口部等での彩度の高い色や強い色等の利用は1階での部分的な利用のみとすること。 	・屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、濃い灰色(いぶし銀)等とすること。 ・外壁の色は、伝統的外壁材料の色目を基本とし、落ち着きのあるものとすること。	・屋根の色は、和形いぶし日本瓦等と調和した黒色、 濃い灰色(いぶし銀)、又は、濃い茶色とすること。 ・外壁の色は、周辺のまちなみと調和した落ち着き あるものとすること。			
中層 (10m 以上)	形態意匠	・	・屋根は、周辺のまちなみと調和したものとし、建物全体としてま とまりある意匠とすること。 ・錦川沿いでは、屋根は、切妻、入母屋、寄棟等の傾斜屋根とし、 傾斜(公配)を錦川側に向けること。 ・外壁は、錦川や錦帯橋、城山からの見え方に留意し、地区のまち なみを特徴づける町家等の歴史的な建物の規模および外観と調和 した、落ち着きのある意匠とすること。 ・前面道路に面して、出入口や窓等の開口部を設け、建物全体とし て壁のみが目立つことのないよう配慮すること。 ・低層を中心とした通りごとの連続性を意識し、圧迫感の軽減に配 慮した形態とすること。	・屋根は、周辺のまちなみと調和したものとし、建物全体としてまとまりある意匠とすること。 ・外壁は、錦川や城山からの見え方に留意し、周辺のまちなみと調和した意匠とすること。 ・周辺の低層の住宅地との調和に配慮し、通りへの圧迫感の軽減に努めること。			
	色彩	 ・屋根の色は、通りのまちなみと調和し、建物の外壁色と調和したものとすること。 ・外壁の色は、通りの連続性を意識し、まちなみとの調和に配慮し、建物全体として落ち着きあるものとすること。 ・ 臥龍橋通り沿道では、歩行者が賑わいを感じられる連続した通りの景観形成を意識し、外壁や開口部等での彩度の高い色や強い色等の利用は1階での部分的な利用のみとすること。 	・屋根の色は、周辺のまちなみと調和した黒色、濃い灰色 (いぶし銀)等とし、建物の外壁色と調和したものとすること。 ・外壁の色は、通りの連続性を意識し、まちなみと調和した落ち着きあるものとすること。	展像の色は、周辺の低層の住宅地と調和した黒色、 濃い灰色 (いぶし銀)、又は、濃い茶色とすること。 ・外壁の色は、周辺の低層の住宅地と調和した落ち 着きあるものとすること。			
ベラン	ベランダ ・前面道路に面して設置しないこと。						
車庫等	F	・車庫等は、通り景観の連続性を創出するための配慮を行うとともに、周辺の景観と調和したものとすること。	 ・車庫等は、建物との一体的な利用も含め、通りのまちなみの連続性を損ねないことに配慮した配置とすること。 道路に面して車庫等を設置する場合には、通り景観の連続性を創出するための配慮を行うとともに、通りとしての連続性を生み出す形状及び色彩とすること。 	・車庫等は、周辺の景観と調和したものとすること。			
室外機、建築設備機器等		・室外機等は、道路から見えない場所に設置するか、視線を和らげるため周囲と同系色とする。又は、木製格子等の目隠しを施すものとすること。 ・日よけテント、オーニング等は、周辺のまちなみとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とすること。					
		・太陽光パネル、太陽熱温水器は、屋根と違和感のないものとすること。ただし、錦川沿い(岩国1丁目・2丁目)の建築物の川に面した部分には設置しないこと。					
緑化		・前面道路に面して植栽を行う場合には、門・塀等による通り景観の連続性との調和に配慮すること。		・樹木や生け垣、花壇等の植栽を施すことにより、 緑豊かなまちなみの形成に配慮すること。			

然景観を保全するこ

○ 重点的に景観まちづくりに取り組む景観重点地区のルール

·岩国重点地区

2. 良好な景観形成のためのルール

基本事項

沿道にぎわい地区

岩国城下町に由来する歴史や文化、商業地のにぎわいを継承しながら、風格と統一感のある通り景観を形成することを目的に、和のしつらえと調和した佇まいを基本とする。

こまちなみ地区

- ・ 岩国城下町に由来する商業地として栄えてきた歴史と文化を継承することを目的に、町家や武家屋敷のもつ和のしつらえと調和した佇まいを基本とする。
- 岩国城下町として受け継がれてきた町割やまちなみの連続性の継承を基本とする。

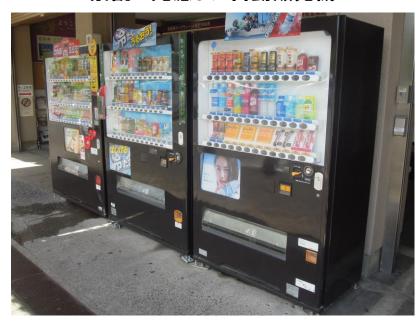
ゆとり住宅地区

・ 岩国城下町の武家地として形成された、緑ゆたかな風格ある住環境を形成することを目的に、和のしつらえによる落ち着きのある佇まいを基本とする。

○ 景観に配慮した工作物など

岩国·横山重点地区

景観に配慮した自動販売機



景観に配慮した電柱



景観に配慮したカーブミラー



○ 景観まちづくりを身近に感じていただくために。

①「いわくに百景」



② 「景観まちあるき」







③「いわくに景観賞」







- 1 「いわくに百景」 ホームページURL:http//www.city.iwakuni.lg.jp/site/hyakei
- 市内にある良好な景観を発掘し、多くの人に知ってもらうことで、未来へ伝えていきたい。
- 心地よいと感じる、ほっとする身近な景観の作品を募集
- 身近にある景観が、他の人にとっては新鮮なものであったり、また地元に住んでいる人にとっても新たな発見をさせるものとなることもある。

(募集期間)

平成26年7月~11月 「いわくに百景」 平成27年3月~5月 「いわくに百景」~桜のある景観~ 平成28年6月2日 「岩国市の景観」~錦川・府谷・本郷~(景観ウォッチャー)



岩国市 ホームページ「いわくに百景」

- ② 「景観まちあるき」
- ホームページURL

:http://www.city.iwakuni.lg.jp/site/keikan-matidukuri-suisin/22942html

- 江戸時代の古地図をたよりに、現代のまちなみを散策。
 謎解きをしながら「百年先も残したい」景観を探すまちあるき。
- 小・中学生とその保護者を対象
- 参加者、特に次世代を担う子どもたちに、市内の景観に対しての興味を持ってもらいたい。

(募集期間)

平成29年7月3日~25日 なぞとき 古地図 まちなみ探検(城下町・横山編) 平成30年7月2日~20日 なぞとき 古地図 景観まちあるき(今津編)



岩国市 ホームページ「景観学習」

② 「景観まちあるき」 なぞとき 古地図 まちなみ探検 (城下町・横山編)









昨年横山地区で行った、 第1回「なぞとき 古地図 まちなみ探検」の様子。

② 「景観まちあるき」 なぞとき 古地図 景観まちあるき (高森編)

令和元年度も7/28(日)実施

今年度実施の パンフレット。 小・中学生を対象に 周東町高森をまちあ るき。





- ③ 「いわくに景観賞」 ホームページURL:http//www.city.iwakuni.lg.jp/site/keik<mark>anaword</mark>
- 地域にある良好な景観に貢献している建造物やまちなみ・ まちづくり活動などに携わっている方々を募集し表彰。
- 市民や事業者の皆さんが身近な景観に関心を抱き、市民 一人ひとりが、魅力ある景観づくりの主役となってもらいた い。

平成29年6月1日~8月31日 募集期間 平成29年12月11日「いわくに景観賞」選定(岩国市景観まちづくり委員会) 平成30年1月26日「いわくに景観賞」表彰式(岩国市役所)



岩国市 ホームページ「いわくに景観賞」

4. 景観まちづくりへの取り組みについて

③「いわくに景観賞」

建造物部門2点

- ○五橋文庫、住宅(横山)
- ○イロハーブ(由宇町)





4. 景観まちづくりへの取り組みについて

③「いわくに景観賞」

まちなみ・まちづくり部門

- ○錦帯橋さくら守の会(横山地区)
- ○周東古代ハスの会(周東町丸太村)
- ○ボランティアグループ 玖珂ユウキの会(玖珂町)

(奨励賞)

- ○亀山つつじ愛好会(美川町根笠)
- ○岩国を盛りあげる会(中央通りを活性化する会)(岩国駅前)
- ○砥石川・清霧の滝自然公園づくりの会(藤生町)
- ○岩国吉川六万石 こぬかの盆実行委員会(岩国一丁目)



表彰式の様子



受賞者記念撮影

- 景観賞を受賞した市内の団体の取組みを紹介
 - ・錦帯橋さくら守りの会
 - ・周東古代ハスの会
 - ・ボランティアグループ 玖珂ユウキの会
- ※岩国市では、その他にも様々な市民活動や市民講座を 「岩国市市民活動団体ガイドブック」で紹介しています。

ホームページURL:https://www.iwakuni-shien-center.com



岩国市 市民活動団体 ガイドブック いわくに市民活動支援センター

錦帯橋さくら守りの会

会員数-29名

活動場所-横山

活動内容 - 錦帯橋周辺および吉香公園の 桜の木の育成・管理、枯れ枝・ 病気枝の剪定、害虫駆除、苔 の除去等





錦帯橋さくら守りの会 (活動状況)

桜の剪定



苔おとし作業



錦帯橋さくら守りの会 (活動状況)

病気枝のメンテナンス



施肥



周東古代ハスの会

会員数-15名

活動場所一周東町

活動内容一古代ハスや睡蓮の植栽、水辺環境の整備、イベントの実施

(春:古代ハスまつり、秋:古代ハス収穫祭)





周東古代ハスの会 (活動状況)

整備



池の除草



周東古代ハスの会 (活動状況)

植栽



イベント開催



ボランティアグループ 玖珂ユウキの会

会員数-22名

活動場所一玖珂町(蓮華山・鞍掛山・塔ヶ森)

活動内容 - 登山道の整備、ホタルの里作り 散策マップの作成・配布





ボランティアグループ 玖珂ユウキの会 (活動状況)

倒木の除去



登山道の標識取替え



ボランティアグループ 玖珂ユウキの会 (活動状況)

ほたるの里清掃



ほたるの幼虫放流



- ○皆さんにもできること
 - ·環境美化活動
 - ・危険箇所の報告
 - ・伝統文化の継承



こぬか踊り



こぬか踊り(練習風景)



錦川流域河川一斉清掃(パンフレット)



島田川の草刈り (中国新聞2018.6.20)

景観まちづくりの主役は市民一人ひとりです。

皆さんも生まれ育ったふるさとのまちづくりに参加してみませんか?







由宇地域



玖西地域



玫北地域



柱島地域